

上監委告第 9 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 11 月 4 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査の対象 | オンブズパーソン事務局、公文書センター、契約検査課、道路課、会計課 |
| 3 監査の着眼点 | 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
報酬及び費用弁償の支払事務は適正か。
基金繰替運用利子の支払事務は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監査の日程 | 令和 3 年 9 月 1 日～令和 3 年 10 月 29 日 |
| 7 監査の結果 | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
(1) 指摘事項 なし
(2) 注意事項 2 件
① 収入事務に関する事項 1 件
② 契約事務に関する事項 1 件 |